

三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第4管理期間)

平成30年6月29日公表

平成30年10月2日一部改正

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは中型まき網漁業、定置漁業、ひき縄漁業、一本釣り漁業等により、主に夏から秋にかけ熊野灘で漁獲される等本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究所を中心として、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について三重県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	17.5トン	うち1.75トン を留保する。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	7.7トン	うち0.77トン を留保する。

※ 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第2で定めるくろまぐろ知事管理量については、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第13条第2項の規定による知事の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に基づき、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量を定めず、知事管理量の総枠の中で一元的に管理する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 緊急報告体制について

- (1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、各漁業で、1日1隻若しくは1統当たり小型魚又は大型魚が100キログラムを超える量の採捕があった場合は、速やかに本県に採捕の数量報告を行うものとする。
- (2) 緊急報告が速やかになされるよう、本県は、本県と各漁業協同組合間に、各漁業協同組合は、各漁業協同組合と各漁業者との間に土日祝日等でも連絡可能な連絡網を整備するものとする。
- (3) 緊急報告があった場合、当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量採捕があった旨を周知する。当該漁業者は、本県の知事管理量の残枠が確定するまでは、緊急管理措置として(1)で緊急報告した小型魚又は大型魚を目的とした操業を自粛する。また、本県は緊急管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。
- (4) 本県は県全体の漁獲量が1日0.5トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

- (1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2の数量(留保の数量を除く。)の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表された場合であって、本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

3 早期是正措置

本県は、前述の採捕の数量の公表後、認定協定の管理措置と併せて、法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県の漁業者等に対し、以下のとおり講じるものとする。

(1) 小型魚

認定協定に基づく管理によってもなお、小型魚の採捕の数量が積み上がり、知事管理量を超えるおそれがあると認める場合、本県は、以下のとおり早期管理措置を講じるものとする。

【釣り漁業、ひき縄漁業(養殖用種苗の採捕を目的とするもの)】

①知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

- ・1隻当たり1日20キログラムまでの漁獲とし、20キログラムに達した時点で当該漁業者は当該日の操業を切り上げる。

②知事管理量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

- ・1隻当たり1日20キログラムまでの漁獲とし、20キログラムに達した時点で当該漁業者は当該日の操業を切り上げるとともに、翌2日間休漁とする。

③知事管理量の9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

- ・1隻当たり1日20キログラムまでの漁獲とし、20キログラムに達した時点で当該漁業者は当該日の操業を切り上げるとともに、翌3日間休漁とする。

※ただし、これらの早期是正措置は、漁獲状況を考慮し、必要に応じて変更できるものとする。

【中型まき網漁業、定置漁業、釣り漁業、ひき縄漁業等(養殖用種苗の採捕を目的としない漁業)】

養殖用種苗を目的としない漁業については、認定協定により小型魚の目的操業を自粛し、混獲管理としているため、当該管理措置を早期是正措置の代替措置と

する。

(2) 大型魚

大型魚の採捕の数量が知事管理量の7割を超えた、又は超えると認める場合、本県は、各漁業に対し以下のとおり早期管理措置を講じるものとする。

①知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

・各漁業者は、操業時間の短縮又は操業回数（日数）の削減による漁獲量の積上げの抑制に努める。

②知事管理量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

・各漁業者は、操業時間の短縮又は操業回数（日数）の削減による漁獲量の積上げの抑制に努める。

・1日1隻又は1統当たり100キログラムを漁獲上限とし、それ以上漁獲された場合、生存個体を再放流する。

※ただし、これらの早期是正措置は、漁獲状況を考慮し、必要に応じて変更できるものとする。

4 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

(1) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

①本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

②特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

(1) 小型魚又は大型魚の本県の採捕の数量が、第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

(2) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

(3) 遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、管内の漁業者に対する管理の取組と同様の指導を行う。

2 第2管理期間における本県の小型魚の知事管理量超過分の扱いについて

第2管理期間における本県の小型魚の知事管理量超過分102.6トンについては、第3管理期間以降の知事管理量から各管理期間の知事管理量の2割を上限として差し引くこととする。